

別表 1 1 市街地の整備に関する環境配慮方針

事業名	
-----	--

市街化進度	
-------	--

配慮時期	
------	--

各種計画との整合等		該当	実施	
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施	
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。		
	2	蓄電池等の導入を図る。		
	3	コージェネレーションの導入を図る。		
	4	エネルギーの効率的利用を図る。		
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	6	交通流の整序化を図る。		
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。		
	8	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。		
	9	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。		
	10	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。		

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	5	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。		
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。		
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		
	5	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。		
	7	県産木材の積極的活用を図る。		

基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。		
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。		
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		

基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全		該当	実施	
個別事項	1	公共下水道の導入を図る。		
	2	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		
	3	水質等の保全を図る。		
	4	地下水汚染防止対策に努める。		
	5	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。		
	6	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。		
	7	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。		
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全		該当	実施	
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。		
	4	幹線道路の沿道については、騒音に対して緩衝効果のある緑地や建物の誘導を検討する。		
	5	中高層建築物について、電波障害の発生の抑制に努めるとともに、障害対策の実施に当たっては、都市型CATV等の活用を促進する。		
	6	日照障害の緩和のために、地区計画等の活用を促進する。		
	7	幹線道路や鉄道の沿線については住居専用系以外の用途指定地域の採用を検討する。		
	8	高層建築物について、風害対策の施設の設置を促進する。		

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。		
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。		
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		
	4	児童や県民等への学習の場を創出する。		
	5	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		

合計	
(a)	(b)
0	0

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

実施率	
#DIV/0!	

総合評価	
#DIV/0!	

別表 1 2 道路の整備に関する環境配慮方針

事業名	
-----	--

地域別	
-----	--

配慮時期	
------	--

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3	総合交通体系の確立を図る。		
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	2	交通流の整序化を図る。		
	3	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。		
	4	地形改変の少ないルート、縦横断計画、構造を検討する。		
	5	地域物流拠点整備を支援する道路の整備を推進する。		
	6	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。		
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		

個別事項	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。		
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。		
	3	道路緑化を推進する。		
	4	在来植生に配慮した緑化を推進する。		
	5	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。		
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。		
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。		

事項	4	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。		
	5	地盤沈下対策を適切に実施する。		
	6	周辺の地下水に影響を与えないようにする。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。		
	4	低騒音舗装の採用を推進する。		
	5	多径間橋りょうの連続化を図る。		

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。		
	2	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		
	3	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		

合計	
(a)	(b)
0	0

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

実施率
#DIV/0!
総合評価
#DIV/0!

3：実施率が、70%以上である。

2：実施率が、50%以上70%未満である。

1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 3 河川・ダムの整備に関する環境配慮方針

事業名	
-----	--

配慮時期	
------	--

各種計画との整合等		該当	実施	
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3	自然環境に配慮し、生息する生物のライフサイクルに配慮した工事計画を検討する。		
	4	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。		
	5	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施	
個別事項	1	エネルギーの効率的利用を図る。		
	2	高効率設備の導入を図る。		
	3	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	4	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。		
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進		該当	実施	
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	日頃適切な補修管理に努める。		

	5	改修等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		
--	---	--	--	--

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出

			該当	実施
--	--	--	----	----

個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。		
	2	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	3	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。		
	4	県産木材の積極的活用を図る。		

基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全

			該当	実施
--	--	--	----	----

個別事項	1	表土の保全に努める。		
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。		
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		

基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全

			該当	実施
--	--	--	----	----

個別事項	1	河川の自浄作用の活用を図る。		
	2	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		
	3	水質等の保全を図る。		
	4	地下水汚染防止対策に努める。		

基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全

			該当	実施
--	--	--	----	----

個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		

4	環境対策型建設機械の採用を図る。		
---	------------------	--	--

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり

		該当	実施
個別 事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	
	2	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	

合計	
(a)	(b)
0	0

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
#DIV/0!

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価
#DIV/0!

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 4 公園、緑地の整備に関する環境配慮方針

事業名	
-----	--

地域別	
-----	--

配慮時期	
------	--

各種計画との整合等		該当	実施	
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。		
	4	緑地率の向上を推進する施設計画に努める。		
	5	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施	
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。		
	2	蓄電池等の導入を図る。		
	3	コージェネレーションの導入を図る。		
	4	エネルギーの効率的利用を図る。		
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	6	交通流の整序化を図る。		
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。		
	8	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		

	9	ノンフロン製品等の導入を図る。		
	10	建物の断熱化を図る。		
	11	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。		
	12	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。		
	13	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。		
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。		
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。		
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		

	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。		
	7	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。		
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。		
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。		
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。		
	5	節水機器の採用に努める。		
	6	透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。		
	7	地盤沈下対策を適切に実施する。		
	8	周辺の地下水に影響を与えないようにする。		
	9	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。		
	10	公共下水道の導入を図る。		
	11	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持・形成に努める。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		

事項	3	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。		
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。		
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		
	4	児童や県民等への学習の場を創出する。		
	5	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		

合計	
(a)	(b)
0	0

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
#DIV/0!

【総合評価の評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価
#DIV/0!

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名	
-----	--

配慮時期	
------	--

各種計画との整合等		該当	実施	
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3	流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。		
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施	
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。		
	2	蓄電池等の導入を図る。		
	3	コージェネレーションの導入を図る。		
	4	エネルギーの効率的利用を図る。		
	5	高効率設備の導入を図る。		
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。		
	9	建物の断熱化を図る。		
	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。		

	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。		
	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。		
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		
	6	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	7	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。		
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		
	5	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。		

	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。		
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。		
	5	節水機器の採用に努める。		
	6	高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。		
	7	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。		
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。		
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		

個別 事項	2	児童や県民等への学習の場を創出する。		
	3	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		

合計	
(a)	(b)
0	0

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

実施率	
#DIV/0!	

総合評価	
#DIV/0!	

別表 1 6 廃棄物処理施設の整備に関する環境配慮方針

事業名	
-----	--

配慮時期	
------	--

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。		
	2	蓄電池等の導入を図る。		
	3	コージェネレーションの導入を図る。		
	4	エネルギーの効率的利用を図る。		
	5	高効率設備の導入を図る。		
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。		
	9	建物の断熱化を図る。		
	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。		
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。		

	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。		
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		
	6	廃棄物の飛散・流出や悪臭の発生の防止を図る。		
	7	衛生害虫・イエネズミ類等の発生の防止を図る。		
	8	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	9	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。		
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		
	5	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。		

	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。		
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。		
	5	節水機器の採用に努める。		
	6	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。		
	7	地盤沈下対策を適切に実施する。		
	8	周辺の地下水に影響を与えないようにする。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。		

合計	
(a)	(b)
0	0

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
#DIV/0!

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価
#DIV/0!

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 7 住宅団地の整備に関する環境配慮方針

事業名					
配慮時期					
各種計画との整合等				該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。			
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。			
基本方向 1					
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり					
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進				該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。			
	2	蓄電池等の導入を図る。			
	3	コージェネレーションの導入を図る。			
	4	エネルギーの効率的利用を図る。			
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。			
	6	交通流の整序化を図る。			
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。			
	8	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。			
	9	ノンフロン製品等の導入を図る。			
	10	建物の断熱化を図る。			
	11	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。			
	12	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。			

	13	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。		
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		
	5	改修・修繕の容易な建物となるよう努める。		
	6	建物の耐久性に配慮する。		
	7	建築物や工作の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	8	建築物や工作の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。		
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		
	3	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	5	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	2	害獣・害虫等が繁殖しづらい建物構造・設備配置や樹種の選定等を行い、薬剤散布を極力行わない管理方法に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。		

	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。		
	4	公共下水道の導入を図る。		
	5	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。		
	6	節水機器の採用に努める。		
	7	透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。		
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。		
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。		
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。		

	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		
--	---	---------------------	--	--

合計	
(a)	(b)
0	0

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
#DIV/0!

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価
#DIV/0!

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名					
配慮時期					
各種計画との整合等				該当	実施
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。			
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。			
	3	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。			
基本方向 1					
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり					
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進				該当	実施
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。			
	2	蓄電池等の導入を図る。			
	3	コージェネレーションの導入を図る。			
	4	エネルギーの効率的利用を図る。			
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。			
	6	交通流の整序化を図る。			
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。			
	8	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。			
	9	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。			
	10	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。			
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進				該当	実施

個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	5	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出		該当	実施	
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。		
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。		
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。		
	7	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全		該当	実施	
個別事項	1	表土の保全に努める。		
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。		
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全		該当	実施	
	1	水質等の保全を図る。		

個別事項	2	地下水汚染防止対策に努める。		
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。		
	4	農業集落排水等の導入を図る。		
	5	親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		
	6	ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。		
	7	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。		
	8	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。		
	9	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。		
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。		
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。		
	基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。		
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。		
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		
	4	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		

5	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。		
6	児童や県民等への学習の場を創出する。		
7	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		

合計	
(a)	(b)
0	0

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
#DIV/0!

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価
#DIV/0!

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名					
配慮時期					
各種計画との整合等				該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。			
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。			
基本方向 1					
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり					
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進				該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。			
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。			
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進				該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。			
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。			
	4	日頃適切な補修管理に努める。			
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。			
基本方向 2					
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり					
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出				該当	実施
個別	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。			

事項	2	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。		
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。		
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		

合計	
(a)	(b)
0	0

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
#DIV/0!

【総合評価の評価基準】

総合評価

5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3：実施率が、70%以上である。

2：実施率が、50%以上70%未満である。

1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 10 工業団地・工場用地の造成に関する環境配慮方針

事業名	
-----	--

地域別	
-----	--

配慮時期	
------	--

各種計画との整合等		該当	実施	
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施	
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。		
	2	蓄電池等の導入を図る。		
	3	コージェネレーションの導入を図る。		
	4	エネルギーの効率的利用を図る。		
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	6	交通流の秩序化を図る。		
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。		
	8	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。		
	9	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。		
	10	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。		

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進		該当	実施	
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	建築物や工作の解体が伴う場合、P C B含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	5	建築物や工作の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出		該当	実施	
個別事項	1	良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。		
	2	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。		
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	5	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		
	6	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。		
	7	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全		該当	実施	
個別事項	1	表土の保全に努める。		
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。		
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		

基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全		該当	実施	
個別事項	1	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。		
	2	公共下水道の導入を図る。		
	3	既存水路を生かしたせせらぎや公園と一体化した調節池の整備などにより、水辺のやすらぎの持てる空間の創造に努める。		
	4	水質等の保全を図る。		
	5	地下水汚染防止対策に努める。		
	6	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。		
	7	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。		
	8	節水機器の採用に努める。		
	9	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。		
	10	地盤沈下対策を適切に実施する。		
	11	周辺の地下水に影響を与えないようにする。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全		該当	実施	
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	3	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり		該当	実施	
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。		
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。		

	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		
--	---	---------------------	--	--

合計	
(a)	(b)
0	0

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
#DIV/0!

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価
#DIV/0!

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 1 1 水道施設の整備に関する環境配慮方針

事業名	
-----	--

配慮時期	
------	--

各種計画との整合等		該当	実施	
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施	
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。		
	2	蓄電池等の導入を図る。		
	3	コージェネレーションの導入を図る。		
	4	エネルギーの効率的利用を図る。		
	5	高効率設備の導入を図る。		
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。		
	9	建物の断熱化を図る。		
	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。		
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。		

	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。		
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		
	6	浄水発生土については園芸用土等への有効利用を拡大する。		
	7	改修・修繕の容易な建物となるよう努める。		
	8	建物の耐久性に配慮する。		
	9	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	10	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出		該当	実施	
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。		
	2	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		
	5	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全		該当	実施	
個別事項	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。		
	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全		該当	実施	
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。		
	4	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。		
	5	地盤沈下対策を適切に実施する。		
	6	周辺の地下水に影響を与えないようにする。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全		該当	実施	
個別	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		

事項	3	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	4	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり

		該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。	

合計	
(a)	(b)
0	0

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率(%) = $b \div a \times 100$

実施率
#DIV/0!

【総合評価の評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価
#DIV/0!

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 1 2 建築物の建設、工作物の設置に関する環境配慮方針

事業名	
-----	--

配慮時期	
------	--

各種計画との整合等		該当	実施	
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3	日照障害、電波障害、風害の防止や景観の保全に努める。		
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施	
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。		
	2	蓄電池等の導入を図る。		
	3	コージェネレーションの導入を図る。		
	4	エネルギーの効率的利用を図る。		
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	6	交通流の整序化を図る。		
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。		
	8	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		
	9	ノンフロン製品等の導入を図る。		
	10	建物の断熱化を図る。		

	11	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。		
	12	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。		
	13	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。		
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		
	6	改修・修繕の容易な建物となるよう努める。		
	7	建物の耐久性に配慮する。		
	8	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	9	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。		
	2	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		
	5	県産木材の積極的活用を図る。		

基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全		該当	実施
個別事項	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	
	2	害獣・害虫等が繁殖しづらい建物構造・設備配置や樹種の選定等を行い、薬剤散布を極力行わない管理方法に努める。	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全		該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	
	4	公共下水道の導入を図る。	
	5	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	
	6	排水再利用(中水利用)システムの導入を図る。	
	7	節水機器の採用に努める。	
	8	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	
	9	地盤沈下対策を適切に実施する。	
	10	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全		該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。	

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。		
	2	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		
	3	児童や県民等への学習の場を創出する。		
	4	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		

合計	
(a)	(b)
0	0

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
#DIV/0!

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価
#DIV/0!

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。